

リース及びリース事業に関する規制・制度改革提言

2024年10月
公益社団法人リース事業協会

- 当協会は、公正かつ自由な経済活動の機会確保及び促進並びにその活性化を図ることを目的として、リース及びリース事業等に関する規制・制度改革に関する提言を取りまとめて、政府に提出した。
- 今後、わが国経済の活性化を図る観点から、当協会提言の実現など規制・制度改革が一層促進されることを期待する。

【2024年度提言項目】

1. 補助事業について（重点項目）

- ① 補助事業のリース適用等
- ② 補助事業対象設備の財産処分制限期間の撤廃又はリース期間とする等の緩和
- ③ 補助事業の電子化・簡素化
- ④ 補助事業の複数年度化
- ⑤ 補助事業の改善

2. 国・地方公共団体のリース取引について（重点項目）

- ① 地方公共団体の調達関連手続及び請求・支払関係手続の電子化等
- ② 参入障壁の撤廃又は緩和
- ③ 官公庁リースに係る手続きの合理化等
- ④ 国のリース取引の長期継続契約化

3. 環境関連

- ① 域外産業廃棄物の搬入規制の撤廃
- ② 電子マニフェスト制度の改善（フロン工程管理票の追加）【新規】

4. 行政手続きの電子化・合理化

- ① 古物営業法の届出書類の電子化
- ② 固定資産税の電子納付等【新規】
- ③ 自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の電子納付等【新規】
- ④ 自動車税（種別割）の還付通知の電子化
- ⑤ 自動車の移転登録時の譲渡証明書の省略
- ⑥ 印鑑承認書の更新期間延長

以上

1. 補助事業について（重点項目/継続）

【課題】

- 多くの補助事業は、設備の取得を念頭にした制度設計がされていることから、一部の企業で取得を選好する動きがあり、リース需要に負の影響を及ぼしている。
- リースが利用できる補助事業においても、財産処分制限期間（法定耐用年数が経過するまで補助事業で取得した設備を処分できない）により、リースのメリットを最大限活かすことができない、あるいは、補助金申請手続きの電子化が進んでいない等の課題が多い。

【進捗状況】

- 補助事業について、毎年度の規制・制度改革提言項目として取り上げるとともに、関係方面に理解をいただく活動を進め、新規の補助事業でリースの適用が認められるなど改善が進展している。

【リース適用が認められた新規補助事業】

- ✓ 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金
- ✓ 物流効率化先進的実証等事業費補助金
- ✓ GX サプライチェーン構築支援事業

【2024 年度提言】

①補助事業のリース適用等

- 新たに創設される補助事業について、リースにより導入した設備に適用すること。仮にリース不適用とする場合は、その合理的な理由を説明すること。
- リースが利用できない補助事業（例：IT 補助金、学校向け空調設備等に係る補助金）及びリースや割賦販売の補助率が劣後する補助事業（例：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金）について、取得と劣後することなくリース・割賦販売を適用すること。
- ユーザーが中小企業であるにも拘らずリース会社が大企業であるために補助率が縮小される補助事業（例：プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業令和6年能登半島地震に係る石川県なりわい再建支援補助金）について、ユーザーの企業規模を基準として補助率を適用すること。

（補注）経済安全保障関係の補助金制度等のリース適用については、関係省庁と協議をしているため上記①の提言から除いている。

②補助事業対象設備の財産処分制限期間の撤廃又はリース期間とする等の緩和

- 財産処分制限期間の撤廃又はリース期間とすること。

③補助事業の電子化・簡素化

- すべての補助事業について、デジタル社会の実現に向けた重点計画（2024年6月閣議決定）に則して電子化すること。
- 申請者の基本情報(会社概要や登記事項証明書等)について、補助事業共通のデータベース等に保存することにより、他の補助事業で流用できるようにすること。

④補助事業の複数年度化

- ほとんどの補助事業において、単年度で対象設備を導入することが求められるが、大型の

設備等は単年度で設備導入が困難な場合がある。複数年度の導入が認められている一部の補助事業と同様に、債務負担行為として複数年度の補助事業を実施すること。

⑤補助事業の改善

- 補助事業について、以下に掲げる項目の改善を図ること。

補助対象設備の拡大、オペレーティング・リース等で設備を導入した場合の補助対象化、事前着手制度の導入、債権譲渡制限の撤廃、地方自治体の補助事業との併用、申請手続きの統一化及び一本化、申請書類等への押印廃止、適用要件の明確化、申請受付期間の柔軟な対応、関係書類の保存期間短縮、一部補助事業（自動車・給湯器関連）における使用者申請の導入及び補助金返還義務の免除、不採択事由の開示、変更申請事由の明確化、補助事業の一覧化（検索可能とするもの）等を検討すること。

2. 国・地方公共団体のリース取引について（重点項目/継続）

【課題】

- 官公庁向けのリース取引は増加傾向にあるが、入札手続き等の電子化が進まない中で、リース会社に不合理な事務（例：入札関係書類の手交・持参、官公庁が指定した請求書様式かつ押印）が求められている実態があり、過重な負担が生じている。
- 国との間で複数年度のリース契約を締結する場合は、国会の議決を得た国庫債務負担行為が必要となるが、この手続きがされない場合、リース会社は単年度のリース契約を締結せざるを得ず、契約非継続のリスクが生じている。
- なお、地方公共団体は、当協会の規制・制度改革提言により、2004年に地方自治法が改正され、リース契約を長期継続契約として締結することができる。

【進捗状況】

- 当協会の提言等により、地方公共団体における調達関連手続きの電子化が進められることとなった（規制改革実施計画 2024年6月21日）。
- 財務省から関係省庁に対し、複数年度のリース契約を締結する場合は、国庫債務負担行為によることが要請され、各省庁において国庫債務負担行為によりリース契約を締結する事例が増えているものの、国庫債務負担行為の手続きが煩雑であること、柔軟な設備導入ができないことから、引き続き、単年度のリース契約が行われている実態がある。
- 官公庁向けリース固有の課題があり、引き続き、これらを2024年度提言に盛り込む。

【2024年度提言】

①地方公共団体の調達関連手続き及び請求・支払関係手続きの電子化等

- 地方公共団体における調達関連手続き及び請求・支払関係手続きについて、全国単位での電子化を早急に実現するとともに、必要な手続きを統一化すること。

②参入障壁の撤廃又は緩和

- リース契約やPPA契約を入札する際の契約保証条件や契約実績条件（例：民間企業との契約実績は不可等）を撤廃又は緩和（例：メーカーの納入実績も認める等）すること。これに加えて、契約実績を示す際に、別契約先の契約書の写しを求められることがあるが、この要件を撤廃すること。また、入札参加資格の申請期間の制限を撤廃又は緩和すること。

③官公庁リースに係る手続きの合理化等

- 指定請求書の廃止、第三者履行・第三者委託制限の撤廃、請求書等への押印廃止、請求書の記載要件の簡素化、入札仕様書等の書類の統一化・明確化、指名競争入札の辞退届の廃止又は電子化、電子入札のICカード廃止、入札参加資格の統一化・緩和、再リース契約の手続き簡素化、入札時の添付書類にカタログを添える際に「紙のスキャンデータ」ではなく、「カタログの電子ファイル」の容認その他官公庁リースにおける不合理な手続きを改善すること。また、官公庁ごとに異なるリース契約書を統一化すること。

④国のリース取引の長期継続契約化

- 地方公共団体と同様に長期継続契約の締結を可能とすること。長期継続契約が認められるまでの間は国庫債務負担行為を取得すること。

3. 環境関連（2項目）

①域外産業廃棄物の搬入規制の撤廃【新規】

【課題】

- 73 道県・政令市において、当該自治体独自の条例により、域外からの産業廃棄物の搬入を規制しているため、リース終了物件の処分を円滑に行うことが阻害されている。

【進捗状況】

（2024 年度新規提言）

【2024 年度提言】

- 域外産業廃棄物の搬入規制を撤廃すること。

②電子マニフェスト制度の改善（フロン工程管理票の追加）【新規】

【課題】

- リース終了物件を処分する際に、廃棄物処理法に基づく電子マニフェスト制度の活用が進んでいるが、フロンが充てんされている機器を処分する際には、フロン排出抑制法に基づくフロン工程管理票を紙ベースで作成・保管している。
- 電子マニフェストにフロン工程管理票の記載項目を追加することにより、廃棄物の管理が合理化される。

【進捗状況】

（2024 年度新規提言）

【2024 年度提言】

- 電子マニフェストにフロン工程管理票の記載項目を追加すること。

4. 行政手続きの電子化・合理化（6項目）

項目	具体的内容
①古物営業法の届出書類の電子化	<ul style="list-style-type: none"> 2023年度の当協会提言に対する警察庁の回答「検討に着手」を踏まえ、早急に電子化を進めること。
②固定資産税の電子納付等【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体ごとに様式が異なるため、すべての地方公共団体が「eLTAX」による納付に対応できるよう体制整備をすること。 上記が整備されるまでの間は、納付書の様式統一又は共通様式で法人側で納付書の作成ができるようにすること。
③自動車税（種別割）及び軽自動車税（種別割）の電子納付等【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体ごとに様式が異なるため、すべての地方公共団体が「eLTAX」による納付に対応できるよう体制整備をすること。 上記が整備されるまでの間は、自動車税納税書に付されているQRコードに「車両登録番号」情報を追加すること。
④自動車税（種別割）の還付通知の電子化	<ul style="list-style-type: none"> 2023年度の当協会提言に対する国土交通省の回答「検討に着手」を踏まえ、早急に電子化を進めること。
⑤自動車の移転登録時の譲渡証明書の省略【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 売買契約書の写し（印鑑押印）と合わせて新旧所有者の印鑑証明書が必須とされているが、譲渡証明書の添付は手続きが重厚であり、これを省略できるようにすること。
⑥印鑑承認書の更新期間延長	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の登録に際して、1台ごとに所有者の印鑑登録証明書が必要となるが、大量の自動車を登録する場合、陸運支局の事前承認を受けることにより、1台ごとに所有者の印鑑登録証明書を添付することが不要となる取扱い（印鑑承認書）がされている。 印鑑承認書の更新期間は3か月ごととされており、この期間を6か月又は1年に延長すること。

以上